

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（令和８年徳島県規則第 号）
根 拠 法 令	・ 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成１６年徳島県条例第６９号）
趣 旨	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの。
概 要	○ 徳島県立農林水産総合技術支援センターの業務から、林業に関する研修を削除する。 ○ 土壌分析装置の使用料を定める。 ○ 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校の入学試験手数料の様式を、収入証紙による収入の方法によらない様式に改める。
施 行 日	令和８年４月１日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をする（徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部が改正されること等に伴い、林業研修の条項の削除を行うほか、使用料の徴収に関する規定及び様式の改定を行うものである）。
そ の 他 参 考 事 項	